



交通安全ニュース

(一社) 滋賀県トラック協会 安全環境委員会

令和 8 年 9 月

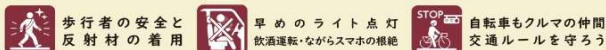
第186号

秋の全国交通安全運動実施



秋の全国交通安全運動

令和8年 9月21日(月)～9月30日(水)
9月30日(水)は交通事故死ゼロを目指す日



◇滋賀県は「横断歩道利用者ファースト運動」に取り組んでいます◇

滋賀県・滋賀県交通対策協議会

この印刷物は再生紙を使用しています

〈歩行者〉歩行者の安全確保と反射材用品の着用促進

9月1日から生活道路の法定速度は時速30キロ!

反射材★ピカッと光って★事故防止!

夕暮れ時や夜間に外出するときは、自動車から見えにくいことを意識して、反射材や上下明るい色の服を着用しましょう。

★反射材の効果的な着用★

- 1 腰より下の位置へ
- 2 自動車のライトがよく当たるように
- 3 動きのある箇所へ
- 4 ドライバーの注意を引くように
- 5 側面へ
- 6 道路横断時に目立つように

〈自動車〉夕暮れ時の早めのライト点灯と飲酒運転や「ながらスマホ」の根絶

「前照灯早め点灯運動」を実践しましょう!

夕暮れ時は、車両の視認性の低下による交通事故が多発します。前照灯を早めに点灯することで、車両の視認性がドライバー自身の安全意識を高め、交通事故の防止に努めましょう。

9月末の日の入りは、夏至のころと比べて1時間30分も早い! 日没時刻が早まる! 10月～翌年1月は「早め点灯4時からライト」

飲酒運転 = 犯罪
「ながらスマホ」 = 重大事故の原因
悲惨な交通事故を 滋賀から根絶

〈自転車〉自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底

自転車歩道通行できるのは、

- ① 自転車の歩道通行可を示す標識がある場合
- ② 自転車運転者が、「13歳未満の子ども、70歳以上の高齢者」または「一定の身体障害を有する者」
- ③ 車道で道路工事をしている時や、著しく車通りが多く、かつ車道の幅が狭いなど、車道通行が危険な場合です。ただし、その際は歩道の中央から車道寄り部分を徐行

歩行者の通行を妨げようなど一時停止してください。

自転車歩道通行できるケース

- ① 標識 特定の小型原動機付自転車 普通自転車の歩道通行可
- ② 13歳未満の子ども 70歳以上の高齢者
- ③ 車道で道路工事をしている時や、著しく車通りが多く、かつ車道の幅が狭いなど、車道通行が危険な場合です。ただし、その際は歩道の中央から車道寄り部分を徐行

〈滋賀県独自重点〉横断歩道利用者ファースト運動の推進

★運転者の皆さん★

信号機のない横断歩道の手前には、「横断歩道あり」の路面標示(ダイヤモンド)や道路標識が設置されています。これが見えたら歩行者の有無をしっかり確認しましょう。歩行者が横断しようとしているときは、横断歩道の手前で一時停止して道を譲りましょう。

★歩行者の皆さん★

道路を横断するときは、車両に対して「手をあげる」などして横断の意思表示を行い、車両が停止した後に左右の安全確認してから横断しましょう。

滋賀県・滋賀県交通対策協議会
滋賀県道路保全課交通安全対策室
TEL 077(528)3682

滋賀県防犯・交通安全 検索

滋賀県防犯・交通安全 検索

運動の重点

- 1 歩行者の安全確保と反射材用品の着用促進
- 2 夕暮れ時の早めのライト点灯と飲酒運転や「ながらスマホ」の根絶
- 3 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底
- 4 横断歩道利用者ファースト運動の推進(滋賀県独自重点)

改正道路交通法9月1日施行

注意: 見た目の「道幅(広さ・狭さ)」で判断してはいけません。判断基準はあくまで「標識」と「線(構造)」の有無。

最高速度の道路標識・表示はあるか?

NO

YES

【標識優先】その指定速度

中央線または車両通行帯(車線)はあるか?

NO

YES

これまでどおりの法定速度60km/h

中央分離帯やガードレール等で往復が分離されているか?

NO

YES

